

令和 3 年 9 月 30 日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

緊急事態宣言解除後の教育活動等について（令和 3 年 10 月 1 日時点）

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県に出されている緊急事態宣言が解除されることから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいりますので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあることを申し添えます。

記

1 対象期間

令和 3 年 10 月 1 日（金）から 10 月 21 日（木）

2 学校教育活動の継続等

（1）感染症対策の徹底

感染防止対策を徹底し、教育活動を続けます。

（2）部活動における感染症対策の強化

ア 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合を含む）を行います。

イ 活動エリアは、県内及び近隣地域とし、その地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

ウ 活動日及び時間は、平日（4 日）で 2 時間程度、土日のいずれか 1 日で 3 時間程度とします。

エ 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1 日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

オ 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB 等）の参加は、兵庫県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、10 月 14 日（木）（2 週間）までは見合わせます。

3 ご家庭へのお願い

- ・感染拡大を防ぐために、ご家庭でも感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

- ・引き続き、お子様並びに同居のご家族に喉の違和感（イガイガ、ゴロゴロ等）や発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合、濃厚接触の疑いに伴うPCR 検査受診者がいる場合は、学校へ連絡頂くとともに登校しないようお願いします。（出席停止）
- ・お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を守って参加いただくとともに、本人及び家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR 検査受診者がいる場合は参加しないようお願いします。
- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底し、コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅させてください。
- ・学校では、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）などを参考に、適切な水分補給や休憩、マスクを外すなどの熱中症対策を行いますが、ご家庭でも、お子様が息苦しいと感じた時にはマスクを外して暑さ対策をすることや距離を取り会話を控えることなど、感染防止と暑さ対策について話をしてみてください。

4 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、お子様の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。何かありましたら、各学校をはじめ、下記相談機関にご相談ください。

【市内相談機関】丹波市立教育支援センター内（春日町黒井 1519 番地 1）

学校いじめゼロ支援チーム 74-0711

レインボー教室 74-0710

教育相談室 74-3220

いじめ報告・相談アプリ STOPit（中学生）

5 安心して学校生活を送るために

お子様が感染症への正しい理解のもとに適切に行動できるよう、ご家庭でもこの機会に親子で話し合ってみてください。人権を大切に、安心して学校生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。